

令和 3 年 度

広島県内部統制評価報告書審査意見書

広島県 監査委員

写

令和4年9月5日

広島県知事 湯崎英彦様

広島県監査委員 緒方直之

同 桑木良典

同 奥兆生

同 川上俊幸

令和3年度広島県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和3年度広島県内部統制評価報告書について、審査意見を別冊のとおり提出します。

目 次

第1 審査の概要

1 審査の対象	1
2 審査の趣旨	1
3 審査の実施内容	1

第2 審査の結果	1
----------	---

第3 付記

1 不適正な事務処理の再発防止について	2
2 実効性のある内部統制の実践について	2

(参考資料) 審査手続の内容

1 評価手続に係る記載の審査	3
2 評価結果に係る記載の審査	3

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和3年度広島県内部統制評価報告書

2 審査の趣旨

内部統制評価報告書の審査に当たっては、知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、などの点に主眼をおき、広島県監査委員監査基準に準拠して実施した。

3 審査の実施内容

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に沿って、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づいた検証を行うとともに、関係当局の説明を聴取し、慎重に行った。

第2 審査の結果

上記のとおり審査した限りにおいて、審査に付された内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められた。

(備考)

内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

第3 付記

審査意見については上記のとおりであるが、内部統制制度を有効に機能させていくため、次に掲げる事項について留意していただきたい。

1 不適正な事務処理の再発防止について

令和3年度についても、運用上の重大な不備を把握したため、内部統制は有効に運用されていないと判断されたところである。

このため、重大な不備とされた事案の発生要因及び再発防止策について改めて周知徹底を図るとともに、重大な不備の発生の防止に向けた取組をより一層進めていただきたい。

また、今回の評価により把握された不適正な事務処理についても発生要因及び再発防止策を全庁で共有して、それぞれの組織の事務処理に生かし、適正な業務遂行の確保に向けて取り組んでいただきたい。

2 実効性のある内部統制の実践について

今回発生した重大な不備は、決裁過程での確認作業の進め方や職員間の役割分担が不明確なまま事務を行ったことが不備の要因とされており、多くの業務で一般的に行われる確認作業における不適正な事務処理に起因している。

今回の評価結果を受けて、「内部統制及びコンプライアンスの強化」「リスク管理の強化」「適時・適切な報告」に重点的に取り組むこととされているが、次の点に留意し、実効性のある内部統制の実践に向けて取り組んでいただきたい。

- 当該重大な不備をはじめとする各事案の発生要因を踏まえた適切な対策を講じること。
- 今回の事案を、日常業務における事務処理誤りが重大な不備に至る場合があることを認識する機会と捉え、改めて内部統制の重要性について周知徹底し、全職員が主体的に取り組むという意識の醸成を図ること。

(参考資料) 審査手続の内容

1 評価手続に係る記載の審査

知事による評価手続が適切に実施されることにより、内部統制の不備が適時に把握され早期に改善又は是正されることを目的とし、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたかといった観点から審査した。

(1) 評価手続の把握

知事による評価に係る評価体制、評価対象期間及び評価基準日、評価範囲、全庁的な内部統制の評価項目並びに評価方法等について、内部統制評価部局（総務局審理担当をいう。以下同じ。）から、関連する資料を入手した上で、担当者等に対する質問を行い、知事による評価手続を把握した。

(2) 評価手続の検討

知事による評価の根拠となる資料を入手したほか、内部統制評価部局等への質問を行い、評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に評価されているか、評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか、知事による評価が形骸化していないかといった観点から検討した。

ア 全庁的な内部統制の評価手続の検討

審査した限りにおいて、全庁的な内部統制の評価手続は、各評価項目に対応して実施されていると認められた。

イ 業務レベルの内部統制の評価手続の検討

審査した限りにおいて、内部統制の不備は、リスク評価シートにより把握され、評価対象期間における評価手続は適切に行われていると認められた。

2 評価結果に係る記載の審査

知事による評価の根拠となる資料を基に、内部統制評価部局等への質問を行い、知事が評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかといった観点から審査した。

(1) 全庁的な内部統制の評価結果の検討

各評価項目について知事が行った評価の結果及び当該評価結果を得るに至った根拠等を確認し、審査した限りにおいて、知事による評価結果は適切であると認められた。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果の検討

知事が把握した運用上の不備及び評価結果を得るに至った根拠等について確認し、審査した限りにおいて、知事による評価結果は適切であると認められた。

